

中能登町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

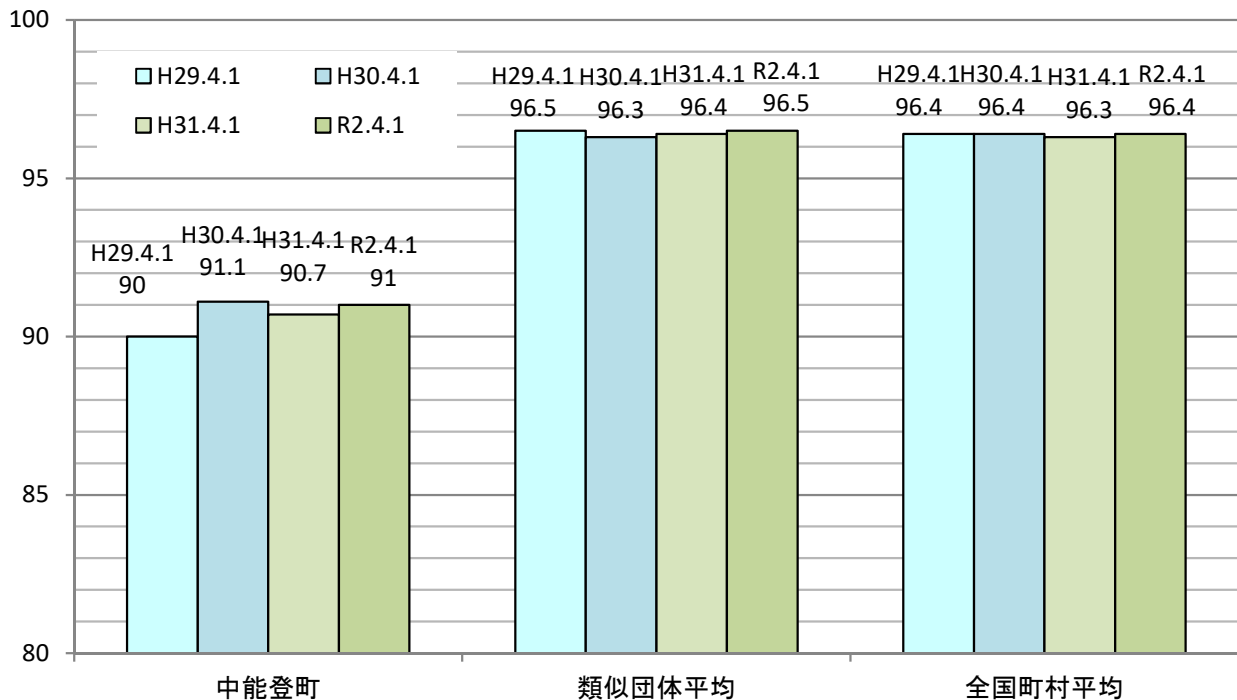
区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
1年度	人 17,863	千円 9,824,338	千円 505,552	千円 1,481,202	% 15.1	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
1年度	人 212	千円 679,105	千円 378,693	千円 272,711	千円 1,330,509	千円 6,276	千円 5,565

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、1年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和2年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和2年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ① 3年前に比べて1ポイント以上上昇している理由
- ② 3年連続でラスパイレス指数が上昇している理由
平成28年→29年は4月1日付け人事異動に伴う昇格によるもの
平成29年→30年は退職者による影響と4月1日付け人事異動に伴う昇格によるもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【実施 未実施】

平成27年4月1日実施（給料表の改定実施時期）
一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均1.5%引き下げ。（最大で△2.8%見直し率）
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

② その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に段階的に見直し実施。（平成29年4月1日）
宿日直手当についても国と同様に見直し実施（平成30年4月1日）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中能登町	42.2 歳	295,400 円	318,882 円	311,478 円
石川県	42.1 歳	320,423 円	403,884 円	354,351 円
国	43.2 歳	327,564 円	-	408,868 円
類似団体	41.6 歳	305,895 円	351,481 円	329,522 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
中能登町	53.3 歳	10 人	237,200 円	240,070 円	237,200 円	-	-	-	-
うち庁務員	*** 歳	1 人	*** 円	*** 円	*** 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	-
うち自動車運転手	*** 歳	1 人	*** 円	*** 円	*** 円	自動車運転手	57.2 歳	249,200 円	-
うちその他	51.8 歳	8 人	236,200 円	236,200 円	236,200 円	-	-	-	-
石川県	55.5 歳	168 人	301,789 円	332,707 円	314,042 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	-	328,862 円	-	-	-	-
類似団体	49.8 歳	8 人	288,607 円	308,248 円	299,552 円	-	-	-	-

※個人情報の観点から、職員が1～2名の場合はデータを全て「*(アスタリスク)」とする

区分	参考		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中能登町	-	-	-
うち庁務員	*** 円	2,862,400 円	-
うち自動車運転手	*** 円	3,292,200 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29～31年の3ケ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ給与平均額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職 該当なし

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		中能登町	石川 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	182,600 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	151,000 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	148,300 円	-
	中 学 卒	132,300 円	132,600 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	255,500 円	- 円	322,900 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

※ 近似のデータがない場合は空白となっている。

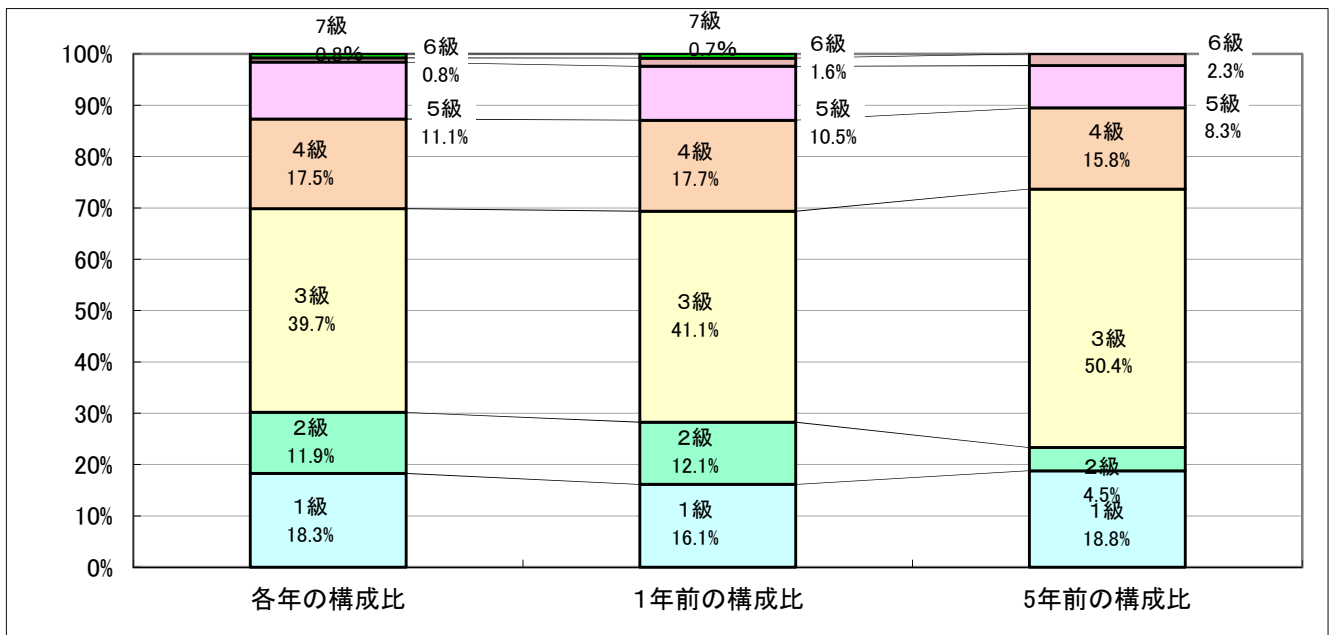
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事	1 人	0.8 %	362,900	444,900
6 級	参事	1 人	0.8 %	319,200	410,200
5 級	課長	14 人	11.1 %	288,900	393,000
4 級	課長補佐	22 人	17.5 %	263,000	381,000
3 級	主査	50 人	39.7 %	230,000	350,000
2 級	主事	15 人	11.9 %	194,000	304,200
1 級	主事	23 人	18.3 %	144,100	247,600

※ 1 中能登町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

※ 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）
平成28年に7級制に変更している

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までにおける運用	中能登町		国	
イ 人事評価を活用している	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中能登町	石川 県	国
一人当たり平均支給額(1年度) 1,287 千円	一人当たり平均支給額(1年度) 1,675 千円	-
(1年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(1年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和2年度中における運用	中能登町		国	
イ 人事評価を活用している	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

中能登町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	652 千円	19,948 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和1年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 一人当たり平均額は水道事業の職員も含めて平均額を算出している。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (1年度決算)	19,002 千円
職員1人当たり平均支給年額(1年度決算)	92,242 円
支給実績 (平成30年度決算)	15,882 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	83,152 円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (R1年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和1年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成1年度決算)	
扶養手当	配偶者	10,000円	同じ	-	16,252 千円	253,938 円	
	配偶者以外の扶養親族 1人	6,500円					
	職員が配偶者を有しない場合の扶養親族のうち1人(扶養親族が子の場合10,000円)	9,000円					
	子	8,000円					
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき・加算額)	5,000円					
住居手当	家賃(A)	支給額	同じ	-	4,139 千円	243,471 円	
	借家借間	27,000円以下					(A)-16,000円
		27,000円超え 55,000円未満					$((A)-27,000円) \times 1/2 + 11,000円$
		55,000円以上					28,000円
通勤手当	片道2km以上交通機関利用者	運賃等相当額 (上限55,000円)	同じ	-	11,378 千円	64,282 円	
	片道2km以上自動車等利用者	5kmまで2,000円から使用距離に応じて支給 (上限60km以上31,600円)					
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 38,000円～26,000円		同じ	-	7,584 千円	329,739 円	
休日勤務手当	休日等に勤務	給料の時間単価× 1.35×時間数		-	-	- 円	
宿日直手当	勤務一回につき	4,400円	同じ		2,640 千円	64,390 円	
単身赴任手当	基礎額 30,000円に距離に応じた一定額を加えた額		同じ		0 千円	0 円	

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額		等
給 料	町 長	790,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	620,000 円	840,000 円 / 520,800 円	673,000 円 / 540,000 円
報 酬	議 長	320,000 円	375,000 円 / 280,000 円	
	副 議 長	276,000 円	310,000 円 / 220,000 円	
	議 員	255,000 円	284,000 円 / 195,000 円	
期 末 手 当	町 長	(1年度支給割合)		
	副 町 長	3.40 月分	100分の40	
退 職 手 当	議 長	(1年度支給割合)		
	副 議 長	3.40 月分	100分の15	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	79万円×在職年数×583.7/100 62万円×在職年数×303.7/100	1,844 万円 753 万円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

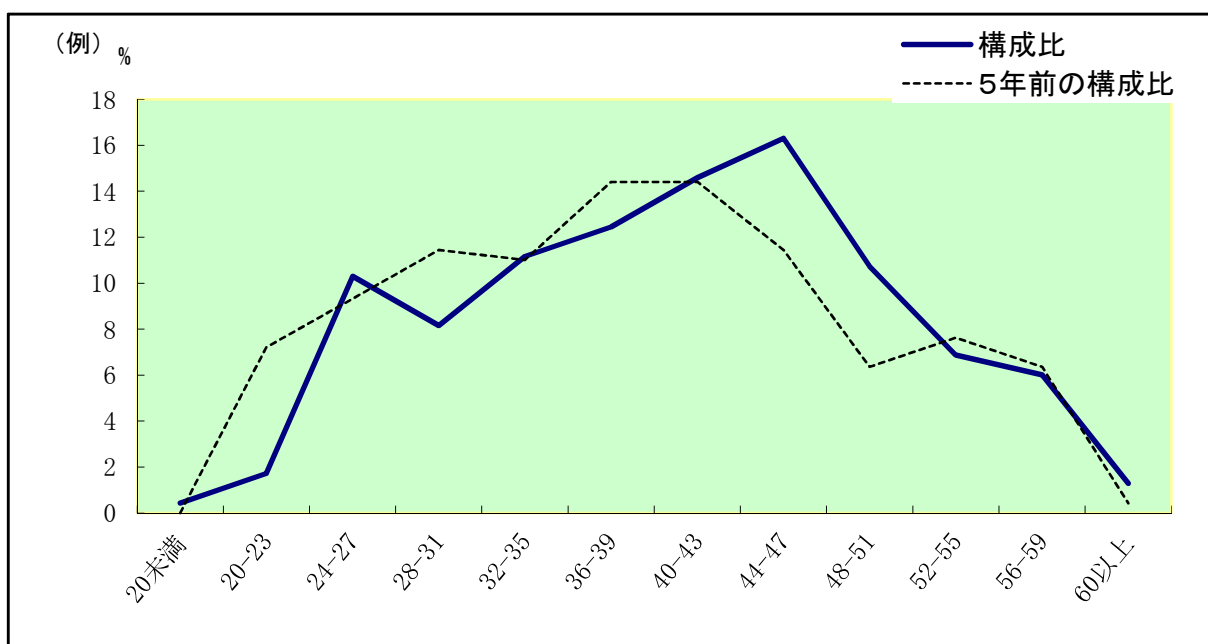
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和2年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和1年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	43	43	0	
	税 務	10	12	2	業務増への対応
	農林水産	14	12	△ 2	業務の見直し
	商 工	2	2	0	
	土 木	8	8	0	
	民 生	94	93	△ 1	業務の見直し
	衛 生	14	17	3	業務増への対応
	小 計	188	190	2	<参考> 人口1万当たり職員数 106.37 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 75.52 人)
	教育部門	20	22	2	業務増への対応
小 計	208	212	4	<参考> 人口1万当たり職員数 118.68 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 95.88 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	4	4	0	
	下 水 道	5	4	△ 1	業務の見直し
	そ の 他	15	13	△ 2	業務の見直し
	小 計	24	21	△ 3	
合 計		232 [370]	233 [370]	1 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 130.44 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	24人	19人	26人	29人	34人	38人	25人	16人	14人	3人	233人

(3)職員数の推移

(令和2年4月1日現在)

部門	区別	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数	
一般行政	職員数	182	189	187	188	188	190	8	4.4%
教育	職員数	30	25	26	27	20	22	△8	-26.7%
普通会計計	職員数	212	214	213	215	208	212	0	0.0%
公営企業	職員数	24	24	24	24	24	21	△3	-12.5%
総合計	職員数	236	238	237	239	232	233	△3	-1.3%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
1	443,315	▲ 12,547	26,149	5.9	6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
1	4	14,692	576	5,894	21,162	5,291	6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
中能登町	42.4 歳	322,900 円	474,300 円
市町村団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中能登町		一般行政職	
一人当たり平均支給額(1年度) 1,473 千円		一人当たり平均支給額(1年度) 1,287 千円	
(1年度支給割合)	(1年度支給割合)	(1年度支給割合)	(1年度支給割合)
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

中能登町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 652 千円 19,948 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成1年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（1年度決算）	55 千円
職員1人当たり平均支給年額（1年度決算）	18,333 円
支給実績（平成30年度決算）	15 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	5,000 円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（1年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和1年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和1年度決算）
扶養手当	配偶者	10,000円	同じ	-	360 千円	180,000 円
	配偶者以外の扶養親族 1人	6,500円				
	職員が配偶者を有しない 場合の扶養親族のうち1人 （扶養親族が子の場合は 10,000円）	9,000円				
	子	8,000円				
	満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 子（1人につき・加算額）	5,000円				
通勤手当	片道2km 以上交通 機関利用 者	運賃等相当額 （上限55,000円）	同じ	-	125 千円	31,250 円
	片道2km 以上自動 車等利用 者	5kmまで2,000円から使用 距離に応じて支給 （上限60km以上31,600円）				
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 26,000円～38,000円		同じ	-	360 千円	360,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
1	1,323,159	43,279	24,476	1.8	-

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
1	5	18,929	199	4,746	23,874	4,775	6,134

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
中能登町	40.0 歳	315,483 円	398,750 円
市町村団体平均	43.0 歳	337,655 円	510,496 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中能登町				一般行政職			
一人当たり平均支給額(1年度) 949 千円				一人当たり平均支給額(1年度) 1,287 千円			
(1年度支給割合)				(1年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.90 月分			2.60 月分	1.90 月分		
(1.45)月分	(0.90)月分			(1.45)月分	(0.00)月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5~15%				・ 役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

中能登町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置2~20%加算)			(定年前早期退職特例措置2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	652 千円	19,948 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、1年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（1年度決算）	51 千円
職員1人当たり平均支給年額（1年度決算）	10,200 円
支給実績（平成30年度決算）	- 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	- 円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（1年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和1年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和1年度決算）
扶養手当	配偶者	10,000円	同じ	-	1,434 千円	358,500 円
	配偶者以外の扶養親族 1人	6,500円				
	職員が配偶者を有しない 場合の扶養親族のうち1人 （扶養親族が子の場合は 10,000円）	9,000円				
	子	8,000円				
	満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 子（1人につき・加算額）	5,000円				
通勤手当	片道2km 以上交通 機関利用 者	運賃等相当額 （上限55,000円）	同じ	-	199 千円	39,800 円
	片道2km 以上自動 車等利用 者	5kmまで2,000円から使用 距離に応じて支給 （上限60km以上31,600円）				
管理職手当	職務の級及び区分に応じた定額 26,000円～38,000円		同じ	-	- 千円	- 円